

秩父市公設地方卸売市場事業経営戦略

団体名	秩父市
事業名	
策定期間	令和3年3月
見直し	令和7年11月
計画期間	令和3年度～令和12年度

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適用(全部適用・一部適用) 非適用の区分	法非適用	事業開始年月日	昭和47年11月1日
職員数	0 (一般会計職員兼務) 人	市場種別区分	地方卸売市場
前回の移転 又は再整備年度	移転・再整備なし	次回再整備予定年度	未定
広域化実施状況	秩父地域の3市場(秩父魚菜市場、秩父食品中央市場、皆野魚菜市場)を統合して事業開始した。		
民間活用の状況	ア 民間委託 イ 指定管理者制度 ウ PPP・PFI	個別の委託は実施しているが、包括的な委託は実施していない 実施していない 実施していない	

(2) 使用料形態

売上高割使用料の概要・考え方	秩父市公設地方卸売市場条例により、「その月の販売価格合計額の1000分の3に相当する額」としている。 ただし、卸売業者の申出により令和2年4月1日から令和8年3月31日までの間は免除している。
施設使用料の概要・考え方	別添(秩父市公設地方卸売市場条例別表(第66条関係))を参照
使用料改定年月日	令和3年9月1日

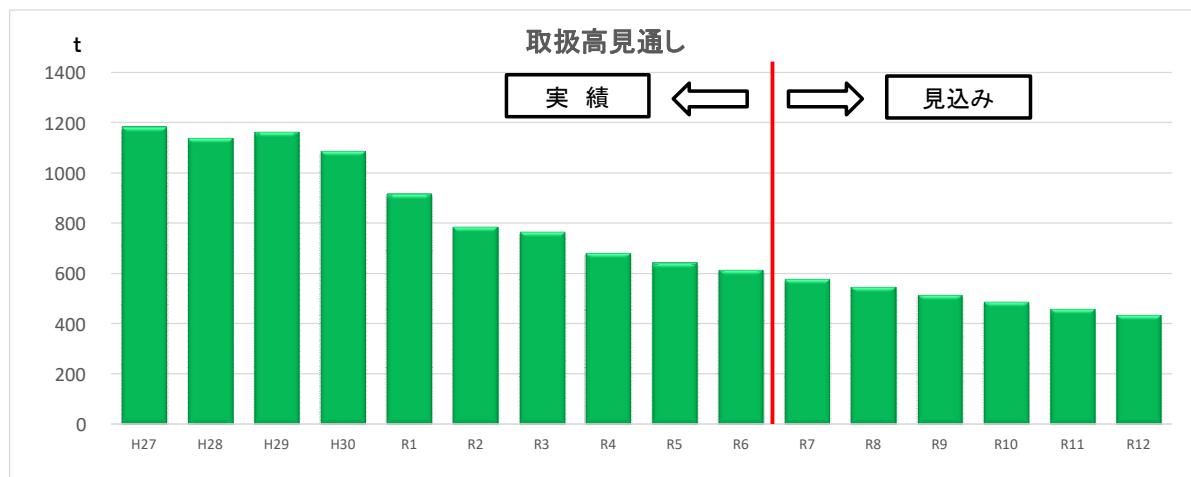
(3) 現在の経営状況

年間取扱高 (t) ※過去3年度 分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計
	R4	486	97	95		2	680
	R5	453	93	92		3	641
	R6	444	76	90		3	613
年間税込 売上高 (百万円) ※過去3年度 分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計
	R4	137	52	90		6	285
	R5	130	51	91		6	278
	R6	142	51	87		6	286
収益的収支比率 ※過去3年度分を記載	R4	98.08%	R5	97.87%	R6	98.40%	
経費回収率 ※過去3年度分を記載	R4	50.06%	R5	53.55%	R6	53.73%	
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	R4	0%	R5	0%	R6	0%	
有形固定資産減価償却率 ※過去3年度分を記載	R4	100.00%	R5	100.00%	R6	100.00%	
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	R4	0%	R5	0%	R6	0%	
<ul style="list-style-type: none"> 収益的収支比率については、過去3年間、大きな変動はなかった。 経費回収率は、50%程度で推移している。 全ての施設が法定耐用年数を経過しており、老朽化が著しい。 							

2. 将来の事業環境

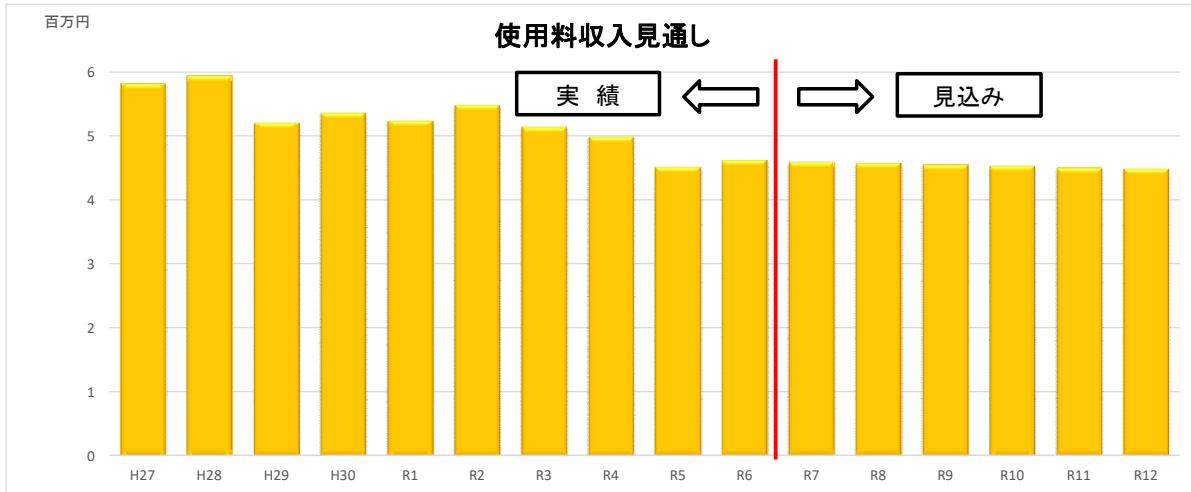
(1) 取扱高(t)の見通し

- ・本計画策定時、過去5か年の平均減少率は6.7%であり、その後も同程度の減少が続くと見込んだが、令和2年度から6年度までの平均減少率は7.6%となり、予想を上回った。
 ・今後は、販路拡大等の取り組みを強化し、取扱高の減少率をこれまでより25%圧縮することを目標に、平均5.7%の減少を見込んだ。



(2) 使用料収入の見通し

- ・現在、売り上げに対する使用料を免除している。
- ・施設利用に対する使用料は、減額しているが、令和6年度決算で約460万円程の収入がある。これまで、施設の老朽化に伴う利用休止などにより使用料収入は減少しており、計画策定時には年1%の減少を見込んでいたが、過去5年間の実際の減少率は年2.3%であった。
- ・今後は大幅な施設の利用休止は予定していないため、減少率を年0.5%と見込んだ。



(3) 施設の見通し

- ・本施設は15棟あり、全ての建物で法定耐用年数を経過している。
- ・建築年から、現行の建築基準法耐震基準を満たしていないと推測される。
- ・現在行われている市場での取引状況から、施設規模が過大となっている。現状の規模を維持したまま行う、大規模改修や中規模改修などは、過大投資になる恐れがある。

(4) 組織の見通し

一般会計職員兼務

3. 経営の基本方針

- ・本市場は、地元農家の農作物の出荷先でもあり、地元商業者の買付場所でもあることから、秩父都市内の青果・鮮魚流通の一角を担う基幹的なインフラである。
- ・地元農家にとっては、委託販売と異なり価格変動リスクはあるものの、売れ残りはないというメリットがあり、出荷先の選択肢の一つである。
- ・買受人にとっては、農産物等を相場で取引することができ、安心安全な食材を供給する場の一つである。
- ・全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定に基づき、災害時の物資調達拠点としての役割も期待される。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

② 収支計画のうち財源についての説明

- ・主な財源は、「施設利用による使用料」と「電気料金、水道料金及び警備業務委託料に係る分担金」の2つである。
- ・使用料については、「2. 将來の事業環境」に記したとおり。
- ・分担金については、協定等により電気料金9/10、水道料金1/2、警備業務委託料2/3を卸売業者が負担することになっている。今後、光熱水費の値上がりが想定される反面、省電力機器や節水機器などに切り替えるであろうことを考慮し、令和7年度から12年度まで、毎年▲0.5%を見込んでいる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・主な経費は、光熱水費及び業務委託料である。
- ・光熱水費については、今後値上がりが想定される反面、省電力機器や節水機器などに切り替えるであろうことを考慮すると、若干減少すると考えられる。
- ・業務委託料については、人件費などの上昇に伴い増加すると考えられる。
- ・トータルでは、微減すると見込んでいる。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民 間 活 用	卸売業者への指定管理や包括委託の検討
投 資 の 平 準 化	今後の更新する際には、財源確保は起債し平準化する。また、状況に応じて、リースなども研究する必要がある。
広 域 化	
そ の 他 の 取 組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使 用 料	
企 業 債	
繰 入 金	
資 産 の 有 効 活 用 等 に よ る 収 入 増 加 の 取 組	敷地の有効活用は、必要であると考える。
そ の 他 の 取 組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委 託 料	
管 理 運 営 費	施設の老朽化に伴い、故障や不具合などに備える必要がある。
職 員 給 与 費	
そ の 他 の 取 組	

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	取引構造などから低廉な生鮮食品流通に寄与するとともに、生鮮食品の流通拠点となり安定供給を図っている。
公営企業として実施する必要性	少子高齢化により、生産構造の脆弱化、食料消費量の減少傾向にあるため民間の参入は厳しい。一方で、食の安全や品質に対する関心、環境問題やコンプライアンスの徹底に対し強い要請があるなど、社会的要請が大きくなる。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 本計画期間の終了する令和12年度に、次の10年間を計画期間とする新たな経営戦略を策定する。 投資計画の変更など、収支ギャップが大きくなった場合は、その都度改訂を行う。
---------------------	--

別表（第66条関係）

(平26条例4・令元条例6・一部改正、令2条例9・旧別表第1・一部改正)

種別	使用料の額
卸売業者市場使用料	その月の販売価格合計額の1000分の3に相当する額
卸売業者卸売場使用料	1平方メートルにつき月額100円
冷蔵庫（バナナ加工発電施設を含む。）使用料	1平方メートルにつき月額620円
倉庫使用料	1平方メートルにつき月額100円
事務所使用料	1平方メートルにつき月額360円
荷受所（休憩所を含む。）使用料	1平方メートルにつき月額150円
守衛所使用料	1平方メートルにつき月額520円
関連商品売場使用料	1平方メートルにつき月額310円
関連事業者店舗使用料	1平方メートルにつき月額310円
空地使用料	1平方メートルにつき月額10円
給油所土地使用料	1平方メートルにつき月額60円
備考	
1	使用料には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。
2	使用期間が1月に満たない場合における使用料は、日割計算により算定する。
3	使用料の日割計算の方法は、月額使用料にその月における使用日数を乗じて30日をもって除する。
4	使用面積が1平方メートルに満たないとき、又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。

(単位:千円, %)

○他会計繕入金

(単位:千円)単位:千円)